

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

目次

一 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）	1
二 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）	4

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三條第一項第二号、<u>第三百九十九条の十三第五項</u>又は第四百条第三項の社外取締役であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三條第一項第二号又は第四百条第三項の社外取締役であること。</p> <p>(3)・(4) (同上)</p> <p>六 (同上)</p> <p>七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者</p>

をいう。

イ (略)

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) (略)

(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十二条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(3) (略)

八〽二十三 (略)

第七十三条 株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 議案につき法第三百八十四条、第三百八十九条第三項又は第三百九十九条の五の規定により株主総会に報告をすべきときは、その報告の内容の概要

二〽四 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又

をいう。

イ (同上)

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) (同上)

(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十二条第一項第二号又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(3) (同上)

八〽二十三 (同上)

第七十三条 株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (同上)

三 議案につき法第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

二〽四 (同上)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又

は映像面に表示する方法とする。

一〜二十二 (略)

二十三 法第三百九十四条第二項第二号 (同条第三項において  
準用する場合を含む。)

二十四〜四十 (略)

は映像面に表示する方法とする。

一〜二十二 (同上)

二十三 法第三百九十四条第二項第二号

二十四〜四十 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三編（略）</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（<del>第百十八条～第百二十条の三</del>）</p> <p>（連結計算書類）</p> <p>第六十一条 法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。</p> <p>一 この編（<del>第百二十条から第百二十条の三まで</del>を除く。）の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 <del>第百二十条の三の規定に従い作成されるもの</del></p> <p><del>（修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則）</del></p> <p><del>第百二十条の二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるもの</del></p>	<p>目次</p> <p>第三編（同上）</p> <p>第一章～第六章（同上）</p> <p>第七章 雑則（<del>第百十八条～第百二十条の二</del>）</p> <p>（連結計算書類）</p> <p>第六十一条 法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。</p> <p>一 この編（<del>第百二十条及び第百二十条の二</del>を除く。）の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの</p> <p>イ～ニ（同上）</p> <p>二・三（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

とされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従って作成することができる。

2) 前項の規定により作成した連結計算書類には、修正国際基準に従って作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

3) 前条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(米国基準で作成する連結計算書類に関する特則)

第百二十条の三 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 (略)

(米国基準で作成する連結計算書類に関する特則)

第百二十条の二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2 (同上)

31 第百二十条第一項後段の規定は、第二項の場合について準用する。

(新設)